破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市上荒田町２番１号　Ａ＆Ｔビル503
債務者　鶴留　克将
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６７号
北海道室蘭市輪西町２丁目２番11号
債務者　石井　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
北海道伊達市山下町147番地
債務者　数又久美子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目８番26号　シトロンデ桜台103号
債務者　五十嵐幸夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１８号
愛知県稲沢市東緑町３丁目79番地
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１９号
愛知県稲沢市東緑町３丁目79番地
債務者　田中　李奈
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２５号
愛知県一宮市森本５丁目17番９号
債務者　永田　利春
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９４号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅１―507
債務者　松尾こと　松本　昌久
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
大阪府和泉市鶴山台１丁目24番14―308号
債務者　石川工業こと　石川　和宏
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
大阪府貝塚市木積2145番地
債務者　坂上　　聡（旧姓清川）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
大阪府泉南市樽井２丁目13番17号
債務者　笹嶋加代子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
大阪府泉南市信達市場116番地の294
債務者　射場　英登
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
大阪府岸和田市阿間河滝町2126番地の６
債務者　園田　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
大阪府岸和田市南上町２丁目４番25号シャルマンフジ南上町402号
債務者　加藤　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
大阪府貝塚市澤1132番地アポロハイツⅣ201号、前住所大阪府貝塚市澤157番地３グレイスコートたちばな502号
債務者　岩本ゆかり（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目３番25号ルミナス忠岡106、前住所大阪府泉南市新家348番地の４
債務者　阪東　貴士
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市堀１丁目16番１―107号
債務者　草間　宣子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係